

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年10月7日)

## 【 件 名 】

- 1 社会福祉法人みのり福祉会に対する第2回改善措置の命令について  
(福祉保健課) …… 1
- 2 社会福祉法人あすなろ会の改善状況について  
(福祉保健課) …… 15
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(障がい福祉課、長寿社会課、子ども発達支援課) …… 16
- 4 身体障害者手帳の不正取得疑惑について  
(東部総合事務所福祉保健局) …… 17

福祉保健部

# 社会福祉法人みのり福祉会に対する第2回改善措置の命令について

平成23年10月7日  
福祉保健課

社会福祉法人みのり福祉会に対して、下記のとおり社会福祉法第56条第2項の規定に基づき改善措置の命令を行いました。

## 1 改善命令の概要

(1) 相手方 社会福祉法人みのり福祉会 理事長 村田 速実

(2) 改善命令の要旨(詳細は別紙のとおり)

### ア 土地取引に関する事

法人と前理事長及びその親族間における全ての土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)を再調査し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講ずること。

### イ 香典、役員報酬に関する事

不適正な香典支出及び役員報酬について、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの回収に努め、返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講ずること。

### ウ 理事会に関する事

前理事による理事会と評議員会における議事録作成の実態の全容を解明するとともに、理事会を再検証して、議決内容の是非を再検討すること。

### エ 個人債務の付け替えに関する事

個人債務を法人に付け替えるなど不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講ずること。

(3) 改善命令日 平成23年9月28日(水)

(4) 改善措置報告期限 平成23年11月28日(月)

## 2 これまでの指導経過

(1) 第1回改善命令(H23.1.6)

平成22年7月から監査を実施、実効性のある改善を促すため、第1回改善命令を行った。

日時	指導の経過(主なもの)	摘要
H22. 7.8,9,10 H22. 9.2,3, 6	指導監査(H20分)延べ3日間 指導監査(H21分)延べ3日間 ※6日間すべて公認会計士同行	・スターロイヤルの簿外経理、措置費の不当支出 ・土地売買・賃借料の見直し ほか
H22.10. 5	第1回文書指摘通知	不適切な会計処理など14項目
H22.10.20	改善状況報告書受理	※回答内容不十分
H23. 1. 6	改善命令(回答期限H23.3.7)	・簿外経理など8項目
H23. 3. 7	改善措置状況報告書受理	・新理事(長)報告(前理事辞任H23.2.28)

(2) 第1回改善命令後の指導

改善命令後、継続指導の中、新たな不適正事案が発覚。再度、文書で報告を求めて弁護士等による専門調査を実施、その過程で多額な不適正支出を確認。

日時	指導の経過(主なもの)	摘要
H23.2.9, 3.14ほか	法人指導監査(継続指導・現地確認) ※2.9 公認会計士同行	・スターロイヤルの簿外経理支出(香典)の解明 ・スターロイヤルの役員報酬の不適正支出
H23.4.12	第2回文書指摘通知	不適正な土地取引など7項目
H23.5. 9	改善措置状況報告書受理	※回答内容不十分
H23.6.13 6.27,7.1	指導監査(第2回文書指摘の確認)延べ3日間 ※6.13,7.1 弁護士2名同行 ※6.27 公認会計士同行	・土地売買・賃借料の不適正支出の解明 ・理事会の開催状況等、関係者事情聴取
H23.8.29	弁明の機会の付与通知	
H23.9.20	法人からの弁明書受理	※事実関係について大筋で認める

倉吉市福守町452  
社会福祉法人みのり福祉会  
理事長 村田 速実

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第2項の規定に基づき、別紙理由書に掲げる理由により下記の措置をとることを命ずる。

なお、平成23年11月28日までに、別記様式によりその状況を報告すること。

平成23年9月28日

鳥取県知事 平井 伸治



記

- 1 法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。
- 2 不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。  
香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。  
再度、役員を始め職員に定款、経理規程を十分理解するように徹底するとともに、併せて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。
- 3 理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。  
また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が十分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。  
更に、前評議員の評議員会におけるけん制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。
- 4 法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

理由書

これまで貴法人に対しては、平成23年1月6日付け第201000155363号により、改善措置命令を發出して改善を促すとともに、継続して指導を行ってきたところであるが、次のとおり、法令若しくは定款に違反し、又は法人の運営が著しく適正を欠いていることが、再度、認められた。

措置内容	事実	根拠															
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>次に掲げるとおり、前理事長及びその親族による土地取引をめぐって、法人が不適正な支出を行っていることが判明した。</p> <p>●三朝デイサービス駐車場の土地取得 (三朝町大字山田渡り上り663-1:64㎡ 面積は契約時のもの) 平成14年11月当時、当該地の取得にあたって土地所有者A氏と前理事長が売買契約を締結するも、前理事長は土地代金(1,939,300円)を支払うことなく、法人が前理事長に代わって土地代金を支出した。登記簿上の所有権については、契約書のとおり、前理事長に所有権移転登記を行った。</p> <p>その後、平成16年4月には、当該地について、所有者ではない前理事長の妻である前理事甲(以下「前理事甲」という。)と法人との間で高額な価格で賃貸借契約を締結した上で、前理事長に対して、少なくとも平成23年5月まで土地賃借料を支出した。</p> <table border="1" data-bbox="657 913 1168 1137"> <thead> <tr> <th>賃貸借の期間</th> <th>月額賃借料</th> <th>不適正支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年4月～ 平成20年3月</td> <td>120,000円</td> <td>3,590,000円</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月～ 平成23年3月</td> <td>108,000円</td> <td>3,960,000円</td> </tr> <tr> <td>平成23年5月</td> <td>108,000円</td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7,658,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得等については、理事会の議決が必要となるところ、当該地の土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。</p> <p>なお、現在、当該地は、平成23年7月7日付けで登記原因を和解とする共有者全員(前理事長、前理事甲)持分全部移転登記を済ませて法人の名義となっている。</p> <p>法人名義とするにあたって、平成23年7月5日に法務局に提出した書類(登記原因証明情報)によると、当該地取得は、元々法人のための施設用地として取得するはずのものであったが、誤って前理事長と土地所有者A氏の2名で農地法第5条申請を行い、そのまま、前理事長に所有権移転登記をしてしまったとされている。</p> <p>●北栄デイサービス交流菜園の土地取得 (北栄町松神宇下清徳273-1:1,161㎡ 面積は契約時のもの) 平成20年5月当時、当該地の取得にあたって土地所有者B氏と前理事甲が売買契約を締結するも、前理事甲は土地代金(3,201,940円)を支払うことなく、法人が前理事甲に代わって土地取得代金を支出した。登記簿上の所有権については、契約書のとおり、前理事甲に所有権移転登記が行われた。</p> <p>その後、平成21年8月、前理事甲に対して賃借料80,000円を支出した。さらに、平成22年3月には前理事甲及び法人は、農地法第3条に基づく地元農業委員会の許可を受けることなく、地元農業委員会設定の標準的な農地利用権の設定価格(年額:概ね19,000円)を上回る高額な価格(月額:80,000円)で農地の賃貸借契約を締結した上で、前理事甲に対して、平成23年5月まで土地賃</p>	賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額	平成16年4月～ 平成20年3月	120,000円	3,590,000円	平成20年4月～ 平成23年3月	108,000円	3,960,000円	平成23年5月	108,000円	108,000円	合計		7,658,000円	<p>社会福祉法(以下「法」という。)第24条 法第56条 第2項</p>
賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額															
平成16年4月～ 平成20年3月	120,000円	3,590,000円															
平成20年4月～ 平成23年3月	108,000円	3,960,000円															
平成23年5月	108,000円	108,000円															
合計		7,658,000円															

借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成21年8月	80,000円	80,000円
平成22年3月～ 平成23年3月	80,000円	1,040,000円
平成23年5月	80,000円	80,000円
合計		1,200,000円

その後、平成22年12月21日、前理事甲に代わって前理事長が土地代金を返還したこととされているが、返還の事実を証する書類が提出されておらず、返還の事実が確認できない。

また、当該地の取得にあたって、法人は農地法第5条申請をして農地を取得しようとしたが、地元農業委員会に認められなかったため、農業者である前理事甲が農地法第3条による許可後、所有権移転及び売買代金を支払うことを約し、その後、法人による取得を図ろうとしたものであり、そもそも前理事甲は、当該地の取得、所有の意思はなかった。

なお、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得等については、理事会の議決が必要となる場所、当該地の土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。

#### ●湯梨浜デザイナーズの土地取得

(湯梨浜町大字門田字小池194-1：897㎡ 面積は契約時のもの)

平成20年1月当時、当該地の取得にあたって土地所有者C氏と法人が売買契約を締結の上、法人は土地代金を支出した。登記簿上は、契約書のとおり、法人へ所有権移転登記を行った。

その後、平成22年2月、法人と前理事甲との間で売買契約を締結、前理事甲は法人に代金を支払うことなく、前理事甲に所有権移転登記が行われた。

さらに、平成22年9月、前理事甲及び法人との間で月額80,000円で当該地の賃貸借契約を締結し、法人は前理事甲に対して、平成23年5月までに5か月分の土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成22年9月～ 平成23年3月	80,000円	320,000円
平成23年5月	80,000円	80,000円
合計		400,000円

また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地売却等については、理事会の議決が必要となる場所、当該地の売却、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。

現在、当該地は、平成23年5月30日付けで登記原因を錯誤とする所有権抹消登記を済ませて法人名義に戻っている。

なお、平成23年6月10日、法人から調査、報告を受けた資料によると、当該地は、元々、法人のための施設用地として取得したが、都市計画法に基づく開発許可等の煩雑な事務を避けるため、前理事甲に名義を移し、許可後、速やかに法人名義に戻すつもりであったが、誤って、前理事甲と法人が賃貸借契約を結んでしまったもので、前理事甲は、当該地の取得、所有の意思はなかった。

●スターロイヤル駐車場の土地取得

(倉吉市西福守町字和田々658：1,008㎡ 面積は契約時のもの)  
 平成15年4月当時、当該地の取得にあたって土地所有者D氏、法人及び前理事長の実母（以下「実母」という。）との間で三者による土地売買契約を締結、この三者契約により、同年5月、法人は実母所有の倉吉市福守町字乾ヶ瀬406-16(264.48㎡)の土地を取得し、実母はD氏所有の倉吉市西福守町字和田々658(1,008㎡)を取得し、法人はこれらの代金金額8,470,000円を土地所有者D氏に支払った。登記簿上は、三者契約書のとおり、所有権移転登記が行われた。

その後、平成16年1月、法人と実母との間で倉吉市西福守町字和田々658の土地について、月額310,000円での賃貸借契約を締結し、法人は平成19年4月まで実母、平成19年5月以降は前理事長に土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成16年1月～ 平成19年4月	310,000円	12,970,320円
平成19年5月～ 平成20年3月	350,000円	3,575,000円
平成20年4月～ 平成23年3月	315,000円	9,616,400円
平成23年4月	315,000円	1,460,000円
合計		27,621,720円

※平成19年4月以降、倉吉市西福守町字和田々658は前理事長が相続

なお、当該三者契約による土地取得については、平成15年3月開催の理事会において前理事長が議案を提出して全会一致で議決を得ている。

ただし、当初の当該地の賃貸借契約の締結について、理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。

●インターグループホームの土地取得

(倉吉市福守町字乾ヶ瀬407-12：1,146㎡ 面積は契約時のもの)  
 平成14年7月当時、当該地の取得にあたって土地所有者E氏、法人及び実母との間で三者による土地売買契約を締結、この三者契約により、同年7月、法人は実母所有の倉吉市福守町字乾ヶ瀬406-15(313㎡)の土地を取得し、実母はE氏所有の倉吉市福守町字乾407-12(1,146㎡)を取得し、法人はこれらの代金金額6,500,000円を土地所有者E氏に支払った。所有権移転登記については、三者契約書のとおり、移転登記が行われた。

その後、平成17年6月、法人は倉吉市福守町字乾407-12(1,146㎡)から分筆された407-26(420㎡)について、実母と6,987,960円で売買契約を締結するが、支払実態が不透明となっている。

さらに、もう一方の残った分筆後の407-12(725㎡)については、同年12月、法人は実母と月額270,000円で賃貸借契約を締結し、実母（平成19年4月以降は前理事長）に対して少なくとも平成23年8月まで土地賃借料を支出した。

賃貸借の期間	月額賃借料	不適正支出額
平成17年12月～ 平成20年3月	270,000円	5,600,000円
平成20年4月～ 平成23年3月	243,000円	8,748,000円
平成23年4月～ 平成23年8月	243,000円	1,215,000円
合 計		15,563,000円

売買契約年月日	売買契約額	不適正支出額	未払額
平成17年6月	6,987,960円	6,586,762円	401,198円

※平成19年4月以降、倉吉市福守町字乾407-12 (725㎡) は前理事長が相続

また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得については、理事会の議決が必要となるところ、理事会での審議、議決等の有無、経過等は不明である。

ただし、分筆後の407-12 (725㎡) の土地の賃貸借契約については、平成17年4月開催の理事会において前理事長が議案を提出し、全会一致で議決を得ている。

なお、同年5月開催の理事会資料インターグループの事業計画によれば、土地賃借料は、月額35,750円となっており、実際の契約額である月額270,000円と著しく異なる。

●茶道会館の土地取得

(倉吉市福守町字西荒木448: 1,190㎡ 面積は契約時のもの)

平成9年7月当時、前理事長は、倉吉市福守町字西荒木448 (1,190㎡) を土地所有者F氏から6,500,000円で取得した。

その後、平成11年12月、倉吉市福守町字三反総サ276-5 (423㎡) の土地所有者G氏、法人及び前理事長との間で三者による土地売買契約を締結し、この三者契約により、法人は土地所有者G氏に三反総サ276-5の代金12,800,000円を支払い、西荒木448の一部 (423㎡、後に分筆して448-2) を取得し、前理事長は、前理事長の自宅前の敷地として、三反総サ276-5を取得する。登記については、三者契約書のとおり、所有権移転登記が行われる。(第一回目の三者契約)

さらに、その後、平成12年1月、倉吉市福守町字西荒木449 (1,190㎡) の土地所有者H氏、法人及び前理事長との間で三者による土地売買契約を締結し、この三者契約により、法人は土地所有者H氏に西荒木449の土地代金15,000,000円を支払い、第一回目の三者契約で残った西荒木448の一部 (分筆して448-1(767㎡)) を取得し、前理事長は、西荒木449を取得する。登記については、三者契約書のとおり所有権移転登記が行われる。(第二回目の三者契約)

二度にわたる三者契約により法人が取得した土地 (西荒木448-1: 767㎡、西荒木448-2: 423㎡) については、前理事長が取得した土地 (西荒木449 (1,190㎡) とあわせて、民間会社である倉吉インターヒルズゴルフクラブ (平成18年4月に民事再生法の適用) の茶道会館の敷地として無償で供された。

この茶道会館は、平成12年4月に建設に着手、同年12月完成、その後、平成14年4月に法人に無償譲渡された。

不適正支出額1: 12,800,000円

不適正支出額2: 15,000,000円

1 + 2 計: 27,800,000円

	<p>また、本来、当該案件のように新たに法人負担を伴うような土地取得、売買については、土地代金の支出、賃貸借契約の締結等、一連の手続きについて、理事会の議決が必要となるところ、一連の理事会での審議、議決の有無、経過等は不明である。</p> <p>●前理事長及びその親族に対する土地賃借料 法人は、諸施設の敷地用地や駐車場等のために土地を賃借しているが、賃借の相手側は前理事長及びその親族のみであり、平成22年度の土地賃借料の総額は26,056,384円となっている</p>							
<p>不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。</p> <p>香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真摯な対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講ずること。</p> <p>再度、役員をはじめ職員に定款、経理規程を充分理解するように徹底するとともに、あわせて、会計処理の適正化に向けた具体的な対応状況を報告すること。</p>	<p>●簿外金庫の不適正な香典支出 前理事乙が施設長を務めていた倉吉スターロイヤル(特別養護老人ホーム。以下「スターロイヤル」という。)の簿外経理で、香典支出の相手方として法人と明確な関連がない者が含まれていた、あるいは、香典を支払った者について、法人を代表する理事長としてか議員個人としてであるのか不明瞭であるなど、不適正と判断される多額の香典代支出が判明した。</p> <p>法人が不適正と判断した平成13年から平成22年度の10年間にわたって支出した不適正支出額は、総額で6,275,000円とされているが、これらのみを不適正と判断した根拠が不明確である。</p> <table border="1" data-bbox="662 974 1173 1041"> <thead> <tr> <th>香典支出総額</th> <th>不適正支出額</th> <th>差額(適正分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,295,000円</td> <td>6,275,000円</td> <td>1,020,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●不適正な役員報酬の支出 さらに、スターロイヤルでは、前理事乙より直接、前理事長に対して役員報酬が支払われていたが、前理事長に対して理事会の議決を上回る不適正と判断される多額の役員報酬の支払いが判明している。</p> <p>平成16年度から平成22年度の7年間にわたって支出した不適正支出額は、総額で13,497,588円となっている。</p> <p>本来、当該案件のように役員報酬を支払う場合には、理事会の議決が必要となるところ、不適正支出に係わる支出分については、理事会での審議、議決の有無、経過等も不明であり、前理事長と施設長を務めていた前理事乙との間で支払われていた不適正な報酬の支払いの実態を把握できていなかった。</p>	香典支出総額	不適正支出額	差額(適正分)	7,295,000円	6,275,000円	1,020,000円	<p>法第24条 法第56条 第2項</p>
香典支出総額	不適正支出額	差額(適正分)						
7,295,000円	6,275,000円	1,020,000円						
<p>理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。</p> <p>また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が充分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。</p> <p>さらに、前評議員の評議員会における牽制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。</p>	<p>●理事会・評議員会の開催 これまでの監査で指摘をした理事会・評議員会の開催実績3件(平成14年6月12日開催分、平成20年6月23日開催分、平成20年7月16日開催分)については、正式な手続きを踏んだ理事会の開催ではなく、理事会の議事録、評議員会の議事録については、施設長会の協議及び了解事項を法人の理事会及び評議員会で審議及び議決があったものとして議事録を作成したとのことであり、正式な手続きを踏んだ理事会の開催はない。</p>	<p>法第24条 法第56条 第2項</p>						



<p>法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講ずること。</p>	<p>●前理事長の個人債務の付け替え  前理事長は、平成9年6月当時、茶道会館敷地に供するための土地（倉吉市福守町字西荒木448）を取得するため、金融機関から前理事長自身のために借り入れた6,500,000円の債務のうち、残高である5,500,000円について、平成20年12月、法人の債務として付け替えた。  また、前理事長の個人債務の付け替えにあたっては、理事会の審議、議決等の有無、経過等是不明である。</p> <p>不適正債務負担額 5,500,000円</p>	<p>法第24条  法第56条  第2項</p>
--	---	----------------------------------

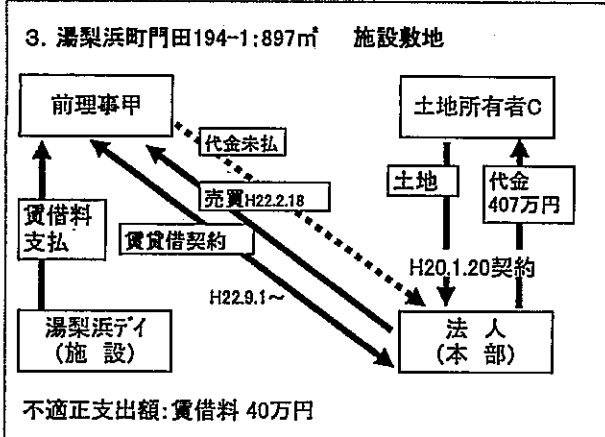
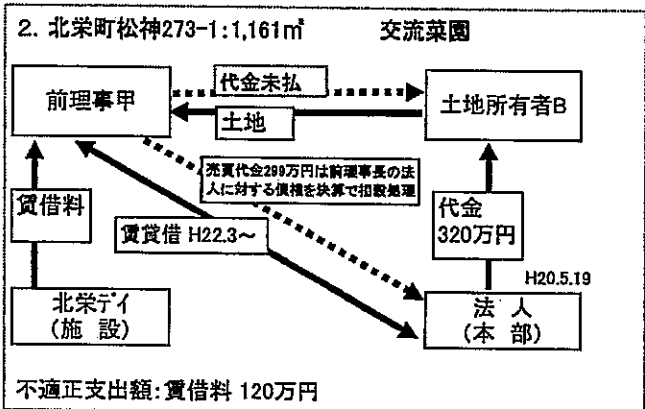
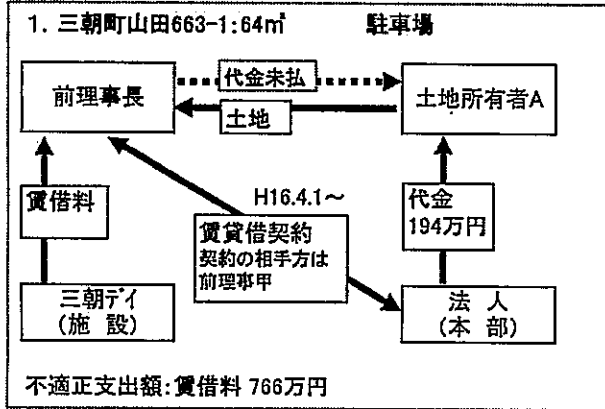
(別紙様式)

法人名： \_\_\_\_\_

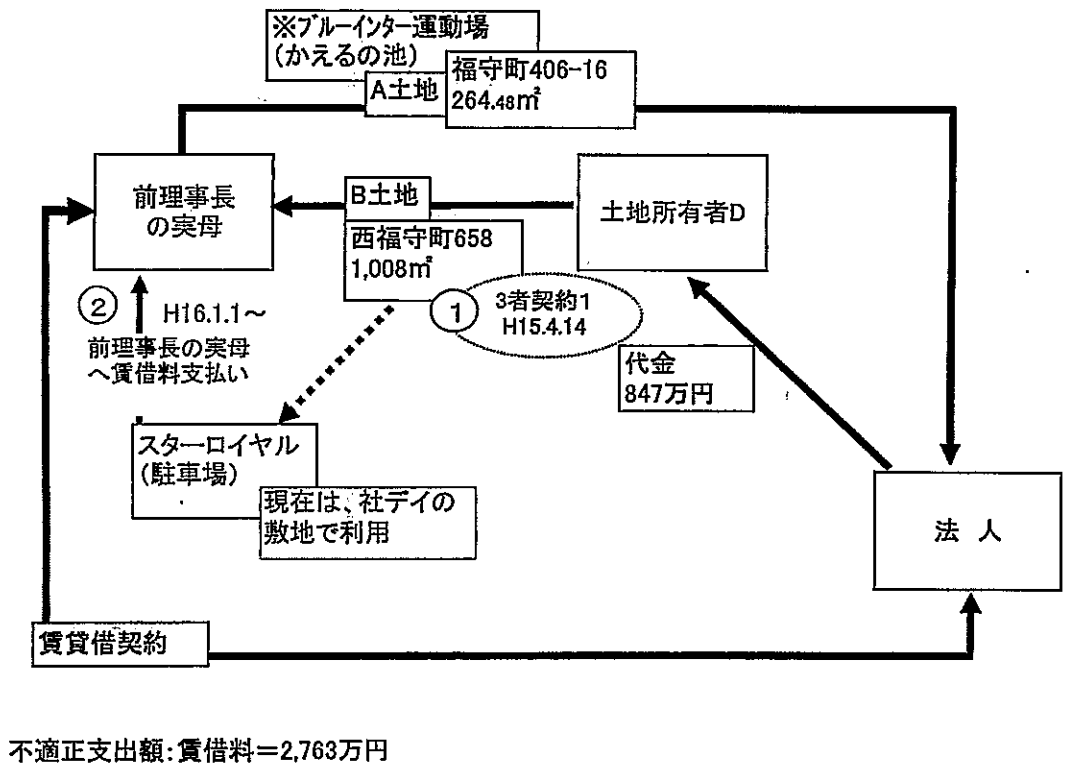
改善措置状況報告書

措置内容	改善措置状況
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	?
<p>不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。 香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。 再度、役員を始め職員に定款、経理規程を十分理解するように徹底するとともに、併せて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。</p>	
<p>理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。 また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が十分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。 更に、前評議員の評議員会におけるけん制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。</p>	
<p>法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	

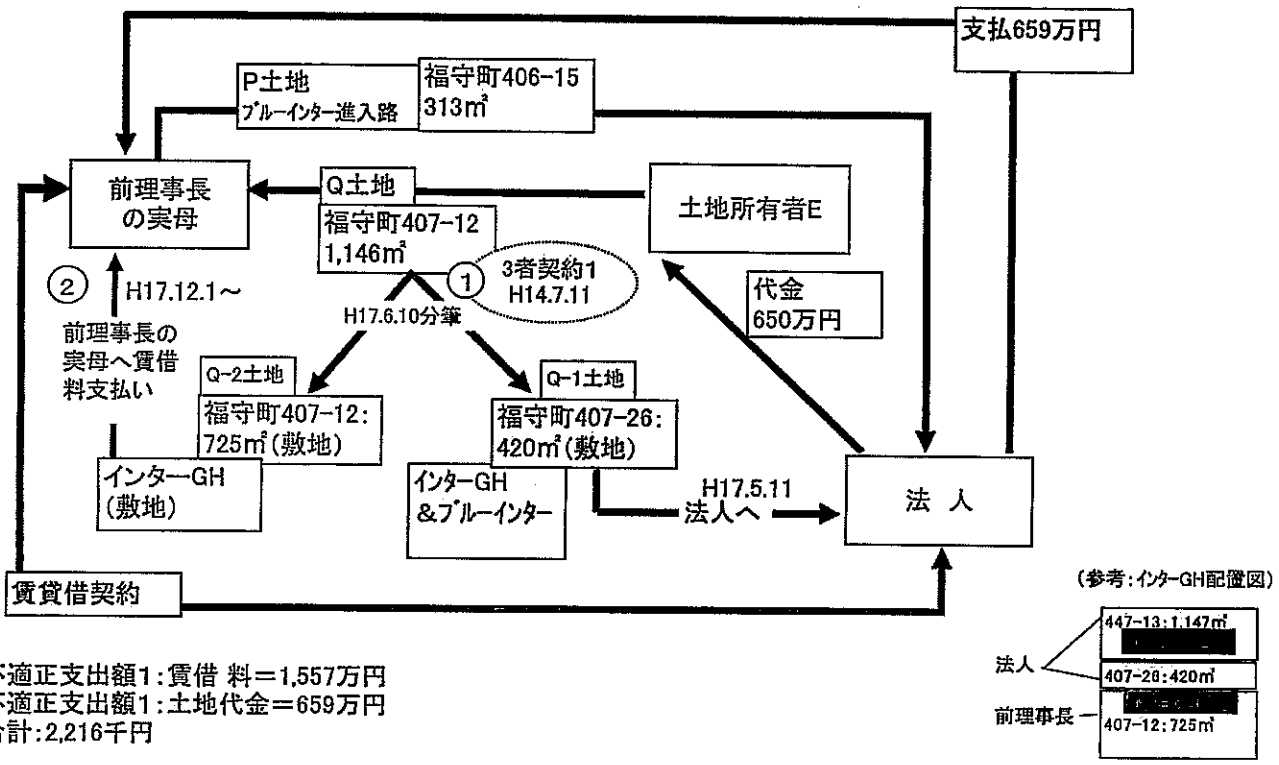
三朝(北栄・湯梨浜)デイの駐車場、交流菜園及び敷地



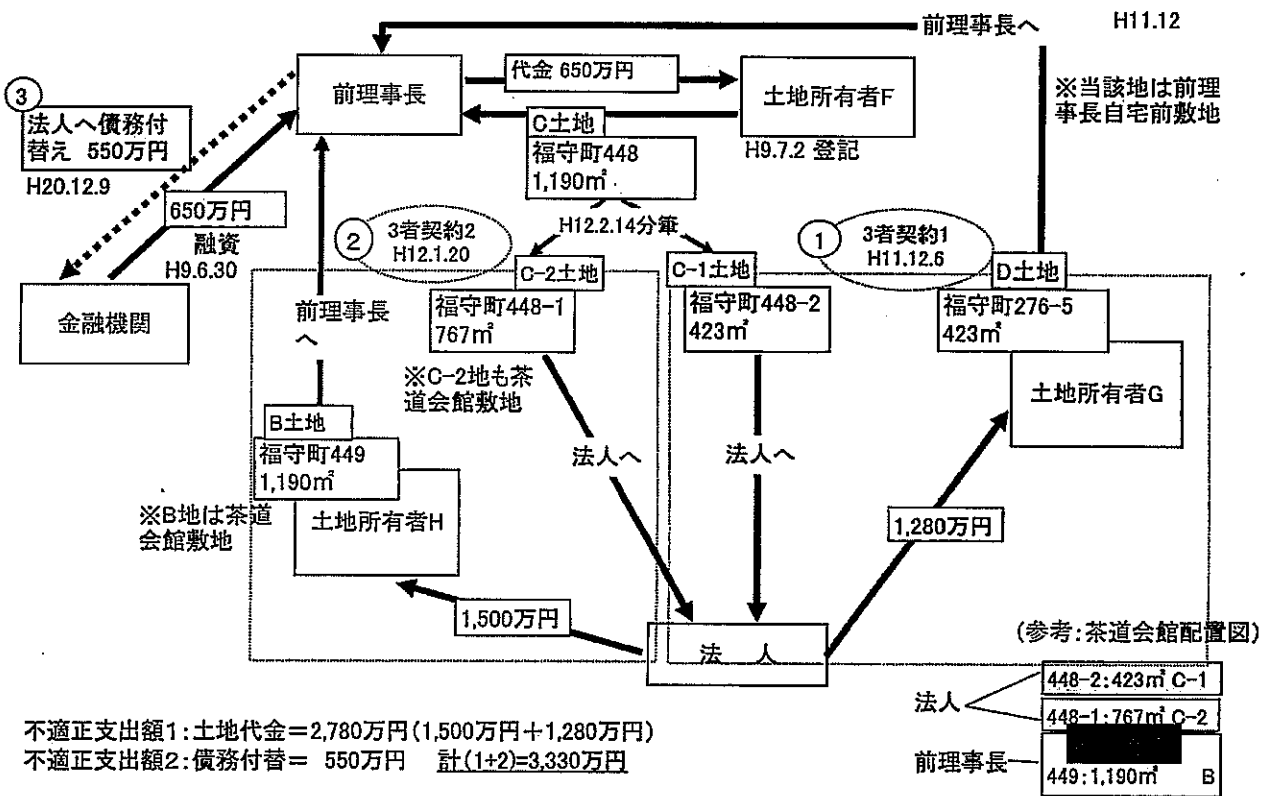
スターロイヤル駐車場及びブルーインター進入路(現:かえるの池)



# インターGH敷地及びブルーインター進入路



# 茶道会館の土地



# 社会福祉法人みのり福祉会の不適正支出額一覧

平成23年10月7日  
福祉保健課

## 1 不適正支出額

項目	金額 (円)	摘要
賃貸借料	52,442,720	2のとおり
土地代金	34,386,762	3のとおり
香典代	6,275,000	簿外経理
役員報酬	13,497,588	
債務付替	5,500,000	
合計	112,102,070	

## 2 不適正な土地の賃貸借一覧

土地の所在、施設等		契約の状況					摘要
施設名、用途	地番	地積 (㎡)	契約上の貸主	賃借料 ( )書きは変更前の額(円)	不適正支出額 H16.4~H23.5 (円)	賃貸借期間	
三朝みのりデイサービス駐車場	三朝町山田渡り上り663-1	64	前理事甲	(120,000)	3,590,000	16.4.1~	
				108,000	4,068,000	20.4.1~	
北栄みのりデイサービス交流菜園	北栄町松神下清徳273-1	1,161	前理事甲	80,000	80,000	-	
				80,000	1,120,000	22.3.1~	
湯梨浜みのりデイサービス隣接地	湯梨浜町門田194-1	897	前理事甲	80,000	400,000	22.9.1~	
スターロイヤル駐車場	倉吉市西福守町658	1,008	前理事長の実母	(310,000)	12,970,320	16.1.1~	
				(350,000)	3,575,000	19.5.1~	
				前理事長	315,000	11,076,400	20.4.1~
インターグループホーム敷地	倉吉市福守町407-12	725	前理事長の実母	(270,000)	5,600,000	17.12.1~	
				前理事長	243,000	9,963,000	20.4.1~
小計					52,442,720		

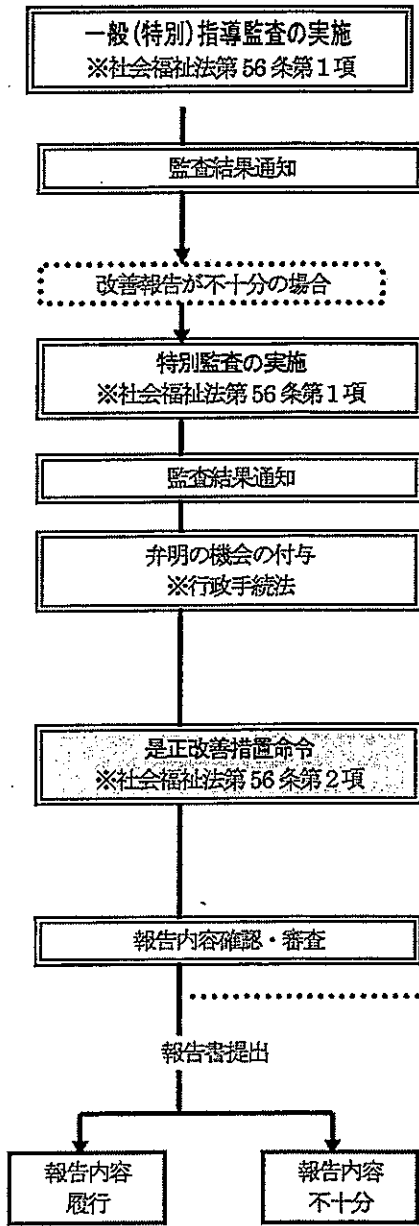
## 3 不適正な土地売買一覧

土地の所在、施設等		売買の状況				摘要
施設名、用途	地番	地積 (㎡)	所有者 (譲渡人)	譲受人	不適正支出額 (売買代金:円)	
インターグループホーム&ブルーインター敷地	倉吉市福守町407-26 (407-12から分筆)	420	前理事長の実母	みのり福祉会 村田 実	6,586,762	
茶道会館敷地	倉吉市福守町448-1 (448から分筆)	767	前理事長	みのり福祉会 村田 実	15,000,000	
茶道会館隣接地	倉吉市福守町字448-2 (448から分筆)	423	前理事長	みのり福祉会 村田 実	12,800,000	
小計					34,386,762	

# 社会福祉法人に対する行政指導・行政処分のフロー

福祉保健課

## 【手続きの流れ】



## 【指導の経過】

- 第1回改善命令：H23.1.6（報告期限：H23.3.7）
- 継続指導（監査）：H23.2.9,3.14 ほか
- 改善報告：H23.3.7 法人の新理事が持参  
改善報告が不十分と判断
- 第2回文書指導通知：H23.4.12, 期限 H23.4.26
- 回答：H23.5.9 付、5.15 法人持参

※県が必要に応じて実施

- 特別監査：H23.6.13, 6.27, 7.1

省略(不要)：新たな指摘事項なし

(弁明書の提出及び弁明)

弁明機会の付与通知 (H23.8.29)

回答期限：3週間 (H23.9.20)

## 【今後の対応・処理】

第2回是正改善命令通知 (H23.9.28)

回答期限：2ヶ月

(法人の対応)

改善措置報告書の提出期限  
H23.11.28

改善報告が未提出・提出の目的がない

(弁明)

・業務の全部・一部停止命令  
・役員解職勧告・解散命令  
※社会福祉法第56条第3項

役員解職後、  
新理事が決定しない場合

仮理事の選任  
※社会福祉法第39条の3

### <仮理事の選任>

- ①行政に対する法人側の請求、又は行政の職権により選任可能
- ②法人の経営が安定するまで仮理事が法人を運営する

# 社会福祉法人みのり福祉会の概要

福祉保健課

1 法人の概況							
名称	社会福祉法人 みのり福祉会	主たる所在地	倉吉市福守町452	理事定数	6名	評議員定数	13名
代表者	理事長 村田 速実	年齢	52歳	監事	2名	従業員数	約350名
認可日	昭和41年6月24日	理事長	平成23年	※倉吉市福守町を中心に中部圏域において多			
登記日	昭和41年6月30日	就任年月日	2月28日	種多数の福祉施設を有する法人である			

## 2 理事・監事の就任状況

### (1) 現理事・監事

	氏名	役職等	摘要
理事	村田 速実	法人理事長	H23. 2. 28
	小谷 昭則	老人施設所長	H23. 2. 28
	由井洋之助	元市社協常任理事	H23. 2. 28
	竹本 英行	元県社協専務理事	H23. 2. 28
	竹森 民枝	障がい者作業所所長	H23. 2. 28
	田中 謙(びり)	元県福祉保健部長	H22. 12. 21
監事	木天 昌明	税理士	H23. 2. 28
	大村洋之助	社会保険労務士	H22. 12. 21

### (2) 旧理事・監事

	氏名	前役職等	摘要
理事	村田 実	県議会議員	
	村田 栄子	保育園長	
	木天 隆治	通所授産所長	
	松本 慈郎	授産所長代理	
	谷口 豊加	老人施設所長	
	田中 幸子	授産所長	
監事	別所 正徳	無職	
	水砂 正美	〃	

## 3 施設の概況

施設種別	施設名	定員	施設の設置目的等
保育所	西倉吉保育園	60名	保育に欠ける児童を預かり、各種の保育サービスを提供し、乳幼児、児童の健やかな心身の発達を促すとともに、子育てと仕事の両立を支援する。
	みのり保育園	120名	
	向山保育園	60名	
身体障害者授産施設	みのりサングリーン	入所30名、通所4名	身体障がい者の方が入所又は通所利用し生活訓練及び職業訓練を通じて、自立向上と社会適応性を養うことを目的とする施設。
身体障害者通所授産施設	向山ブルースカイ	通所20名	身体及び知的障がい者の方で通所希望者を対象に共同生活とともに職業訓練・生活訓練並びに授産作業を行い職業能力技術を習得し、自主更生・社会参加を推進する。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	倉吉スターガーテン、関金インターケアハウス	30名 ×2施設	高齢による身体機能の低下(自炊が困難等)により独立した生活に不安があって家族援助を受けることが困難な方が利用できる施設。
指定介護老人福祉施設	倉吉スターローヤル	60名	身体上又は精神上著しい障がいのため、常時介護を必要とし、居宅サービスの提供を受けることが困難な高齢者を入所させて介護を提供する。
児童厚生施設	社児童センター	93名	地域の子どもたちが遊び、スポーツ、文化活動などを通じて、健康で、豊かな情操を育むことを目的とした施設。(放課後児童クラブも併せて実施)
放課後児童クラブ		75名	
身体障害者短期入所事業	サンジュエリー	30名、短期2名	家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障がい者を短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護などを行うサービスを提供する。
認知症対応型生活介護事業	みのりグリーン、みのりかじか、三徳、関金のりグリーン、ゆがのりグリーン、北条のりグリーン	18名×5施設	要介護者で認知症である者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活を営むことを目的とした施設。
母子生活支援施設	ブルーインカー	30室	原則、18歳未満の児童を養育中の母子家庭又は何らかの事情で母子家庭に準じる家庭が入所。入所後、相談・援助を提供して母子の自立を支援する施設。

※その他にも第2種社会福祉事業、公益事業を実施(H22、法人現況報告より)

老人デイサービス: 5、公益事業...クリニック: 1、障害者日中一時支援事業: 6、優良賃貸住宅: 1

## 社会福祉法人あすなる会の改善状況について

平成23年10月7日  
福祉保健課

社会福祉法人あすなる会(理事長 相澤英之)の現在の状況は、以下のとおりです。

### (1) あすなる会を巡る刑事裁判の動向

判決日	被告	判決内容
平成23年 9月28日	元あすなる会専務理事 兼元(株)ハマサキ代表取 締役専務	鳥取地方裁判所 罪状 業務上横領罪 判決 懲役3年(実刑)
	元(株)ハマサキ総務部長 兼会計責任者	鳥取地方裁判所 罪状 業務上横領罪 判決 懲役3年(執行猶予5年)
平成23年 10月5日	元(株)ハマサキ会計責任 者	鳥取地方裁判所 罪状 業務上横領罪 判決 懲役3年(執行猶予5年)

### (2) 改善状況

改善命令の内容	年月日	改善状況
法人外流出した資金の 回復に努めるとともに、回 復方法、回復見込額等を 明らかにすること。	平成 22 年	1月13日 (株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)に対する破産債 権届出書を提出。
		4月16日 元あすなる会副理事長兼元(株)ハマサキ代表取締役社長(平成22年3 月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。
		9月1日 法人外流出した490,706,301円について、損害賠償請求訴訟を鳥取地 裁に提起。(相手方:元あすなる会理事長、元あすなる会専務理事、元 (株)ハマサキ総務部長兼会計責任者の3名)
		10月1日 元あすなる会副理事長(平成22年3月18日破産手続開始)に対する破産 債権について、573,714円があすなる会に対し配当、払込み。
	12月2日 元あすなる会理事長は病気により訴訟能力に欠けるため、法人側弁護 士により特別代理人申立がなされ、鳥取地裁は松本光寿弁護士を選任。	
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機 関からの借入金につい て、不明瞭な部分の解明 に努めること。	23 年	4月8日 (株)ハマサキに対する破産債権について、540,209円があすなる会に対 し配当、払込み。
	平成 22 年	2月12日 鳥取銀行からの貸付残額(429,815,000円)について、債務不存在確認訴 訟を提起。(鳥取銀行側も訴訟を提起、並行して裁判が継続中)
		2月12日 国債の相殺に関連して、国債の受入先について金融機関変更に応じな かった国に対して国債償還請求訴訟を提起。
23 年	9月26日 国に対する国債償還請求を鳥取地裁が棄却。 あすなる会は控訴を決定。	
本部会計と施設会計間 の不適切な会計処理を 是正すること。	平成 22 年	7月8日 施設会計の余剰金を本部会計に集約し、施設会計への返済計画につ いて、理事会で承認。 施設会計から繰入可能額を超えた本部会計への貸付金250,000千円を 平成22、23年の2カ年で精算する。 ○平成22年度:精算額:125,000,000円
	23 年	平成24年 2月頃 ○平成23年度:精算額:125,000,000円 平成24年2月完了予定 平成22年度に引き続き、専門家(公認会計士)による外部監査を予定
法人及び施設運営にか かる影響(資金不足、収 益、信用力の有無等)を 調査し、利用者へのサー ビス低下及び職員の処 遇低下を招くことがないよ うにすること。	平成 22 年	3月～ 10月 施設職員及び施設利用者の親族から聞き取りをしたところ、該当の事例 は認められない。 法人が行った利用者アンケートによって、サービス低下がないことが確認 されている(3月、5月、10月)
		平成23年2月 9日～17日 専門家(公認会計士)による外部監査を実施(延べ6日間)
23 年	5月以降 順次実施 平成23年においても平成22年に引き続き、利用者満足度アンケートを実 施して入所者の意見、要望に耳を傾け、きめ細かいサービス提供に努め ており、日々、サービス低下を招くことのないようチェックしている。	



## 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年10月7日  
障がい福祉課  
長寿社会課  
子ども発達支援課

### 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(9月27日までに追加実施を決定した事業) 9,405千円

### 2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出人数 (延べ)	①月額給与	事業内容
			②雇用期間(予定)	
			③被雇用者の要件	
新制度施行支援事業 (障がい福祉課)	1,052千円 (897千円)	1人	① 114千円 ② H23年10月～H24年3月 ③ パソコン(エクセル・ワード及び一太郎)の基本的な操作が可能な方	「障害者自立支援法改正」、「障害者自立支援法上の新体系移行期限」及び「地域主権一括法」の成立等により、平成23年10月1日及び平成24年4月1日から始まる制度が多く、それによる事務量の増大に対応するため、非常勤職員を配置する。
とっとり元気シニア応援事業(シニア人材バンク設立に向けた人材発掘) (長寿社会課)	1,219千円 (897千円)	1人	① 114千円 ② H23年10月～H24年3月 ③ パソコン(エクセル・ワード)の操作が可能な方	新たに設立される「とっとりシニア人材バンク」の開設準備として、元気な高齢者の情報収集を行うとともに、元気な高齢者の活動支援を行うため、活動推進員を配置する。
ポストNICU児受入れ対応保育士配置事業 (子ども発達支援課)	7,134千円 (7,134千円)	4人	① 206千円 ② H23年9月～H24年3月 ③ 保育士の資格を有する方	総合療育センターにおいて新たにNICU退院児の受入れを進めるにあたり、重篤な医療ケアが必要な乳幼児に対し、保育士と児童のマンツーマンによる成長に即した保育ができるよう保育環境を整備するとともに、看護師が医療に専念できるように保育士の配置を行う。
合計	9,405千円 (8,928千円)	6人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

## 身体障害者手帳の不正取得疑惑について

平成23年10月7日  
東部総合事務所

県が行っている身体障害者手帳の発行・交付事務において、不正取得の疑いがある事案が発生しましたので報告します。

### 1 概要

平成23年8月、両眼矯正視力0.01以下であるはずの身体障害者手帳所持者が「車を運転している」と、鳥取市福祉事務所から鳥取警察署へ通報があり、身体障害者手帳の不正取得疑惑が生じたため、県は同署に被害届を提出し、同署は10月4日に詐欺容疑で同手帳所持者を逮捕した。

また、平成20年11月から平成23年8月にかけて、鳥取市から生活保護費（障害者加算分）約73万5千円を不正受給した詐欺容疑もかけられている。

### 2 身体障害者手帳所持者の概要

- (1) 氏名 やまだ ただはる 山田 忠春（昭和26年4月5日生 60歳）
- (2) 住所 鳥取市北園2丁目140-2
- (3) 手帳等級 視覚障害1級（平成20年8月26日交付）

### 3 被害届の内容

- (1) 医師から診断書を騙して取得
- (2) 身体障害者手帳を不正取得
- (3) 生活保護費障害者加算分を不正受給

※ (1)、(3)については、当該医師及び鳥取市福祉事務所がそれぞれ被害届を提出したことを鳥取警察署から聴取

### 4 経過

- 平成17年4月頃 自動車運転免許更新（両眼矯正視力0.7以上）
- 平成20年8月26日 身体障害者手帳交付（視覚障害1級（両眼矯正視力0.01以下））
- 平成22年4月頃 自動車運転免許更新（両眼矯正視力0.7以上）
- 平成23年8月初旬 鳥取市福祉事務所職員が車を運転しているところを発見
- 平成23年9月26日 県が被害届を提出

※ 自動車運転免許更新、鳥取市福祉事務所からの発見・通報については、鳥取警察署から聴取

### 5 今後の流れ

身体障害者手帳の不正取得の事実が確認でき次第、身体障害者福祉法に基づき手帳返還の手続を行う。